

電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金について

当社は、政府による電気・ガス料金負担軽減支援(※1)の発表を受け対象期間の電気料金を値引きを実施いたします。

【電気料金の特別措置の概要】

1. 特別措置の対象となるお客様

当社と電気需給契約を締結している低圧および高圧のすべてのお客様

※本措置の適用にあたり、お客様から当社にお申し込みいただく必要はありません。

2. 特別措置の実施期間

2026 年 7 月使用分から 9 月使用分までの電気料金

3. 特別措置の内容

毎月の電気料金を算定する中で、本事業において定められている以下の金額を電気料金から値引きします。(※2)

	2026 年 7 月使用分・9 月使用分	2026 年 8 月使用分
低圧のお客様	1kWhにつき 3.5 円（税込）値引き	1kWhにつき 4.5 円（税込）値引き
高圧のお客様	1kWhにつき 1.8 円（税込）値引き	1kWhにつき 2.3 円（税込）値引き

4. お客様へのお知らせ方法

この特別措置を適用している期間中は、毎月の「電気料金請求書」に、特別措置の適用による値引単価及び値引料金を掲載します。

(※1) 詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。⇒ <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

また、政府によるお問い合わせ窓口が設けられています。（電気・ガス価格激変緩和対策 事務局）0 1 2 0 - 0 1 3 - 3 0 5

(※2) 定額制供給のお客様については、低圧のお客様と同じ単価を下記表のみなし kWh に乗じて値引きを行います。

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh
定額電灯	電灯	10W まで	1 灯	3.884kWh
		20W まで		7.768kWh
		40W まで		15.536kWh
		60W まで		23.304kWh
		100W まで		38.840kWh
		100W 超過 50W までご とに		19.420kWh
	小型機器	50VA までの機器	1 機器	11.601kWh
		100VA までの機器		23.202kWh
		100VA 超過 50VA までご とに		11.601kWh